

議事日程第1号

令和3年9月1日(水)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程(議案第52号から第57号まで)

決算特別委員長報告、質疑、討論、表決

第4 議案上程(議案第61号から第71号まで及び報告第10号)

提案理由の説明(市長)

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主査	中川祐司

---

地方自治法第121条による出席者

市	長	菅原 広二	副市	長	佐藤 博
教	育	長 鈴木 雅彦	監	査	委 員 鈴木 誠
理	事	佐藤 透	総	務	企 画 部 長 八端 隆公
市	民	福 祉 部 長 伊藤 徹	観	光	文 化 ス ポ ー ツ 部 長 小玉 博文
産	業	建 設 部 長 田村 力	企	業	局 長 佐藤 孝悦
企	画	政 策 課 長 杉本 一也	総	務	課 長 湊 智志
財	政	課 長 鈴木 健	税	務	課 長 佐藤 淳
福	祉	課 長 高桑 淳	生	活	環 境 課 長 畠山 隆之
観	光	課 長 長谷部 達也	農	林	水 産 課 長 鎌田 重美
病	院	事 務 局 長 三浦 大成	会	計	管 理 者 平塚 敦子
教	育	総 務 課 長 太田 穰	学	校	教 育 課 長 加賀谷 正人
監	査	事 務 局 長 佐藤 静代	企	業	局 管 理 課 長 三浦 幸樹
選	管	事 務 局 長 (総務課長併任)	農	委	事 務 局 長 (農林水産課長併任)

## 午前10時31分 開 会

○議長（吉田清孝） 皆さん、おはようございます。これより、令和3年9月定例会を開会いたします。

諸般の報告は朗読を省略いたします。

議事に入る前に市長より発言の申出がありますので、これを許します。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

本日の議事に入ります前に、特にお許しをいただきまして御報告とお詫びを申し上げます。

このたび企業局におきまして、水道料金及び下水道使用料に係る督促手数料の徴収ミスが判明いたしました。

水道料金及び下水道使用料の料金システムにおいて、督促手数料を加算する基準日の設定に誤りがあり、調査した結果、平成27年4月請求分から本年7月までの6年4か月にわたり、延べ7,476件、65万円余りを誤って徴収していたものであります。

誤って徴収した利用者の皆様には、通知でお詫びと経緯を説明した上で、徴収分に遅延損害金を加え還付してまいります。市民をはじめ議会の皆様に多大な御迷惑をおかけしたことに對し、深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことがないように、業務システムの適正管理やチェック体制の改善などによる再発防止に努め、市政に対する信頼回復に取り組んでまいります。

---

○議長（吉田清孝） 本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（吉田清孝） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの22日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしま

した。

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉田清孝） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

17番古仲清尚議員、1番中田謙三議員を指名いたします。

---

## 日程第3 議案第52号から第57号までを一括上程

○議長（吉田清孝） 日程第3、議案第52号から第57号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

### 【職員朗読】

議案第52号 令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定について

議案第53号 令和2年度男鹿市上水道事業会計決算の認定について

議案第54号 令和2年度男鹿市ガス事業会計決算の認定について

議案第55号 令和2年度男鹿市下水道事業会計決算の認定について

議案第56号 令和2年度男鹿市農業集落排水事業会計決算の認定について

議案第57号 令和2年度男鹿市漁業集落排水事業会計決算の認定について

---

○議長（吉田清孝） 決算特別委員会に付託されておりました議案第52号から第57号までの委員会における審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めることにいたします。11番中田敏彦委員長

### 【決算特別委員長 中田敏彦 登壇】

○決算特別委員長（中田敏彦） 決算特別委員会に付託されました議案第52号令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定について及び議案第53号から第57号までの令和2年度男鹿市上水道、ガス、下水道、農業集落排水及び漁業集落排水事業会計決算の認定について、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、8月5日に開会し、正副委員長を互選の後、各決算に係る補足説明と決算審査における総括意見を受け、審査を行いました。

最初に、議案第52号令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定について申し上げます。

決算審査における監査委員からの総括意見の主な点であります。

令和2年度の経営状況は、総収益25億6,966万8,587円に対し、総費用が25億2,540万5,409円で、差し引き4,426万3,178円となり、2年連続の黒字決算となった。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、外来患者数が大きく落ち込む中、当年度からスタートした「男鹿みなと市民病院経営改善計画」に基づき、診療単価の向上や地域包括ケア病床の病棟化、訪問看護事業等に取り組んだことによって、入院収益等が増加したことなどによるものである。

ここ数年の市の一般会計からの繰入金を見ると、総額で5億円を超えており、市の財政を圧迫する大きな要因となっていることから、医業収益等の改善によって繰入金への依存度を可能な限り低下させることが喫緊の課題となっている。

このため、経営改善計画を着実に進める「経営改善プロジェクト」に続き、市民アンケート調査の結果等を病院運営に反映させる「選ばれる病院プロジェクト」も始動しているが、令和3年5月に当院で新型コロナウイルス感染のクラスターが発生したことから、一部の活動が停止を余儀なくされるなど、影響が及んでいる。

コロナ禍の早期の収束が待たれる中、一体的な取組体制を強固にするとともに、市との連携も図りながら、できることを一つ一つ着実に実行し、経営改善につなげることによって、市民の多様なニーズに応えることができる、本市唯一の総合病院としての機能を発揮するよう期待したい、としている。

以上により、本委員会に付託されました議案第52号令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第53号から第57号までの令和2年度男鹿市上水道、ガス、下水道、農業集落排水及び漁業集落排水事業会計決算の認定について申し上げます。

まず、決算審査における監査委員からの総括意見であります。

上水道事業会計については、総収益5億7,448万706円に対して、総費用が5億8,436万709円で、差し引き988万3円の赤字決算となった。

赤字決算は6年ぶりであり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、営業用や温泉旅館用等の給水量が大きく減少し、給水収益が減少したことなどによる。

人口減少により、給水戸数や給水量の減少傾向が続く中、今後は、施設や管路の老朽化に伴う修繕や更新によって営業費用や建設改良費が増大すると見込まれており、「企業局のあり方検討委員会」の報告では、経営改善を進める上で経費削減等のこれまでどおりの取組では限界があるとされている。

このため、他の事業も含めて、企業局全体の抜本的な改革を進めるための「経営戦略の改定業務」が進められており、今後示される新たな経営戦略の下で、収益の増加と経費の削減に向けた対策を効率的・効果的に進めることによって、公営企業としての上水道事業の役割を安定的に果たすよう望みたい、としている。

ガス事業会計については、総収益4億8,390万7,994円に対して、総費用が5億1,115万8,878円で、差し引き2,725万884円の赤字決算となった。

赤字決算は3年連続となっており、供給戸数の減少とともに、ガス原料価格の変動を料金に反映させる原料費調整制度によって料金が下落し、ガス売上収益が減少したことによるところが大きい。

資金収支面は、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しないものである。

ガス事業は、市の一般会計からの繰入れは少額となっているが、「企業局のあり方検討委員会」の報告では、今後も人口の減少による供給戸数の減少が続くとともに、他の燃料への切替えによって需要が減少することなども懸念されている。

また、施設や管路の老朽化に伴う修繕や更新工事の増加によって、営業費用や建設改良費の増加も見込まれ、現行のままで事業運営を続けると、数年のうちに資金ショートに陥ることもあり得るとされており、抜本的な経営改善対策が必要となっている。

このため、今後示される新たな経営戦略に基づいて、収益の増加と費用の削減に向けた対策を効率的・効果的に進めることによって、公営企業としてのガス事業に対する市民の期待に応えていくよう期待したい、としている。

次に、下水道事業会計、農業集落排水事業会計及び漁業集落排水事業会計について

は、各事業会計とも構築物等の固定資産が多額となり、減価償却費だけで営業収益を上回っていることから、市の一般会計からの繰入金なしに事業を維持することが困難な経営体質となっている。

しかし、市の厳しい財政事情を考慮すれば、多額の繰入金を維持していくことには限りがある。事業を維持する上で抜本的な経営改善対策が必要となっている。

こうした中で、県と市町村の連携による下水道の広域化・共同化に係る協議により、維持管理の一部の業務の共同化が具体的に進みつつあり、こうした取組と併せて、今後、新たな経営戦略で示される経費の削減のための対策等を効率的・効果的に実施することによって経営の健全化を図り、公営企業としての役割を維持・向上させるよう望みたい、としている。

次に、質疑のありました主な点について申し上げます。

第1点として、大潟村への水道水の供給について、今後の方向・取組に係る現在の考え方及び水道水の供給による経営の改善やその試算の有無について。

第2点として、旧野石地区簡易水道浄水場の処分について。

第3点として、企業局における抜本的な経営改善対策が必要となっている中で、「男鹿市企業局経営戦略改定業務委託」による内容を受けて、経営戦略を立てて、具体的な取組や、年次計画と、5年後、10年後に向けてどのようなことを行っていくかについて。

第4点として、水道料金の負担の在り方、あるべき姿として、料金改定の検討に係るシミュレーションを早めに行い、その内容を提示していくことの方針について。

第5点として、企業局における未収金に対する督促などのアプローチや、債権管理として税務課との連携について。

第6点として、下水道事業は厳しい運営状況となっており、一市町村の力ではどうにもならない状況であり、これは国にも一定の責任があるため、国に対して要望や申入れを行い取り組んでいくことについて。

第7点として、各会計における一般会計からの繰入金に係る繰出基準について。などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁がありました。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第53号から第57号までの令和2年度男鹿市上水道、ガス、下水道、農業集落排水及び漁業集落排水事業会計

決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

なお、先ほど市長から発言のありました、企業局に係る「水道料金及び下水道使用料に係る督促手数料の誤徴収について」は、誠に遺憾なことであり、議会として、この後の予算特別委員会、常任委員会などの機会を捉えて審議し、ただしていくものいたします。

以上で決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、終結いたします。

これより議案第52号令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定を採決いたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第53号から第57号までを一括して採決いたします。本5件に対する委員長の報告は認定であります。本5件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号から第57号までは、原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第4 議案第61号から第71号まで及び報告第10号を一括上程

○議長（吉田清孝） 日程第4、議案第61号から第71号まで及び報告第10号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---



**【職員朗読】**

- 議案第61号 令和2年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 令和2年度男鹿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 令和2年度男鹿市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 令和2年度男鹿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 令和2年度男鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 男鹿市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第67号 男鹿市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 男鹿市過疎地域持続的発展計画について
- 議案第70号 令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第71号 令和3年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）について
- 報告第10号 債権の放棄について

---

○議長（吉田清孝） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 今定例会におきましては、補正予算案や決算の認定など12件について御審議をお願いするものでありますが、提案理由の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、福祉医療費の受給資格に係る所得判定の誤りについてであります。

このたび、乳幼児や小中学生、重度心身障害者等の医療費負担の軽減を図ることを目的に助成している、福祉医療制度の受給資格に係る所得判定において、本来、所得控除されるべき配偶者特別控除が適用されていなかったことにより、福祉医療費の助成を受けられなかった方が、平成26年以降7名いたことが判明いたしました。

このうち受給権を有する6名の方々については、現在、医療機関の受診状況を調査しており、支給額を確定後、速やかに給付手続を行ってまいります。

今回の事案は、制度の要件とその内容がシステムの改修に正しく反映されているか、確認を怠ったことから起きたミスであります。

市民をはじめ議会の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。以後、このような不祥事がないよう、業務システムの適正管理等による再発防止と一層の綱紀粛正に努め、市政に対する信頼回復に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスの接種状況と感染防止について申し上げます。

現在、新型コロナウイルスのデルタ株が全国で猛威を振るい、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の対象地域は、実に29都道府県に拡大しております。首都圏で始まった第5波は急速に各地に広がり、県内でも、これまでにないペースで新規感染者が報告され、医療機関や複数の地域・職場でクラスターが発生するなど、緊迫した状況が続いております。

こうした中、本市のワクチン接種は、国からのワクチン供給がまだ十分でないものの、比較的順調に進んでおり、8月30日現在の接種率は、市全体では1回目が74.5パーセント、2回目が67.6パーセントと県平均、全国平均を上回って推移しており、10月いっぱいでは全市民の約90パーセントに接種を終えたいと考えております。

引き続き、集団接種を確実に進めるとともに、妊婦とその配偶者等の優先接種や、仕事の都合で土日に接種を受けられない方のために、新たに平日の夜に接種日を設けるなど、きめ細かな対応に努めてまいります。

ワクチンには発症や重症化を予防する極めて高い効果がありますが、100パーセントではありません。2回目の接種を終えてからの、いわゆるブレイクスルー感染も報告されており、さらには、小中学校の夏休みが終わったことから集団生活の中での感染拡大も懸念されます。

市民の皆様には、改めて、マスクや手洗いの徹底、3密の回避、大人数での会食を控えるなど、気を緩めることなく感染防止対策を徹底してくださるようお願い申し上げます。

次に、コロナ禍によりダメージを受けている観光など市内経済の状況と支援策の実施状況について申し上げます。

本年7月までの観光客入り込み数は、日帰り客が約85万7,000人、宿泊客数が約3万3,000人となっており、コロナ禍前の令和元年同期と比較しますと、日帰り客が33パーセントの減、宿泊客数が45パーセントの減と、引き続き厳しい状況が続いております。

かき入れ時となるお盆期間においても、宿泊客数、主要観光施設への入り込み数とも、令和元年と比較して5割程度にとどまっており、緊急事態宣言等の対象地域の拡大に伴う帰省の自粛など、県外客の落ち込みが大きく影響したものと考えております。

また、雇用情勢でも、7月の有効求人倍率が県全体では1.62倍と高水準を維持しているものの、ハローワーク男鹿管内では宿泊・飲食サービス業が主力産業であることなどから1.08倍となっております。

なお、オガーレでは、7月末現在のレジ通過者数が、4月からの累計で約8万5,000人、総売上げは約1億5,000万円となっており、前年同期と比較して、レジ通過者数で約1万8,000人の増、総売上げで約4,300万円の増と、コロナ禍にあっても健闘しております。

こうした厳しい状況にある観光・飲食業を下支えするため、現在、市では関係団体と一体となって経済支援策の効果的な実施に取り組んでおります。

まず、7月1日から販売したプレミアム率60パーセントの地域支えあい商品券は、4万セット、総額3億2,000万円分を8月5日に完売しております。

今後は、購入いただいた市民の皆様、有効使用期限である12月31日までに商品券を幅広く、かつ確実に利用していただけるよう、引き続き商工会と連携し、取扱加盟店の拡大に努めるとともに、広報やホームページ、防災行政無線等により市民の皆様へ周知してまいります。

また、市内の観光宿泊業を支援するため、10月1日から1月31日までを対象期間とする「第6期男鹿市緊急宿泊支援事業」を、現在実施中の第5期に引き続き実施いたします。

本事業については、昨年4月、全県に先駆けて実施してから累計の利用者が2万人に達しようとしており、宿泊事業者からも好評で、市内宿泊を下支えする大きな役割を果たしていると認識しております。

今回も県内在住者を対象に、今月7日までを応募期間として本日から募集を開始しております。

さらに、「男鹿駅前チャレンジ広場」においては、7月以降「男鹿ヤタイ市」を度々開催しているほか、今月下旬には旧バーベキューストレージがリニューアルされ、商工業チャレンジ施設がオープンするなど、さらなる賑わいの創出に向けた取組を進めているところであります。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にありますが、引き続き感染防止対策を講じながら、観光需要の掘り起こしと賑わいづくりに取り組んでまいります。

次に、アフターコロナを見据えた取組について申し上げます。

今後の本市の維持・発展を考えると、厳しい局面にある観光や飲食などの事業者に対して即効性のある支援策を講じると同時に、コロナ禍が収束した後の、いわゆるアフターコロナを見据えて、産業の足腰を強くする取組に着手することが重要であると考えます。

こうした観点から、観光にあつては、市内観光スポットのさらなる魅力アップや、寒風山の賑わいを取り戻すためのビジョンづくりに取り組むほか、農林水産業関係では、市内漁業者の生産性向上を図るための施設整備や機器導入、6次産業化の取組を後押ししてまいります。

また、港湾関係では、洋上風力発電事業の進展など船川港を取り巻く情勢の変化を踏まえ、関係機関・団体と連携して将来ビジョンの策定等に取り組んでまいりたいと考えており、これらの推進に必要な経費について、今議会の補正予算案に計上しているところであります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

まず、水稲については、昨日国が公表した8月15日現在の作柄概況において、秋田県は「平年並み」となっております。今年、出穂期が平年に比べて早かったため、刈取り適期も早まる見通しでありますので、今後、適切な水管理と適期刈取りを呼びかけてまいります。

また、大豆についても好天に恵まれ、生育は順調に推移しております。

一方、メロンについては、春先の低温・降霜や7月の少雨により、若干玉のびが悪

く小玉傾向となりましたが、品質は良好のまま収穫期を迎えました。8月10日までの販売数量は約3万ケースで、販売金額は約6,250万円となっております。

また、梨は、春先の降雹・降霜により、晩成種の豊水、南水で約6割、その他の品種でも約3割に被害が認められ、大幅な減収が見込まれます。メロンと並び本市を代表する農産物でありますので、農家の方々が意欲を持って営農を続けられるよう全力でサポートしてまいりたいと考えております。

次に、8月14日に開催されました、なまはげ花火2021について申し上げます。

今年度予定しておりました第18回男鹿日本海花火は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、昨年に引き続き開催を見送りましたが、無病息災や悪疫退散を祈願するとともに、市民の皆様へ元気と希望の光をお届けしたいとの思いから、寒風山を中心とした市内6か所において花火を打ち上げました。翌15日には、花火業者からの御厚意により、寒風山で花火を打ち上げました。両日とも天候が心配されましたが、無事に打上げが行われ、多くの市民の皆様にご覧いただくことができました。

御協力いただきました全ての皆様に、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

最後に、株式会社伊徳の船越地区への出店に伴う市の関連事業の進捗状況についてであります。

8月12日付けで株式会社伊徳及び株式会社薬王堂から、大規模小売店舗立地法に基づく店舗新設の届出書が提出され、現在、市で縦覧に供しております。

いづく出店により、長年懸案となっていた広大な遊休地の解消が確実にとなるとともに、船越地区の賑わい創出、さらには市全体の活性化に結びつくものと期待しております。

市の関連事業のうち、いづく店舗内に開設する市民サービス窓口については、伊徳側と窓口の区画面積や賃料について合意しており、来年4月の開店と同時に業務を行えるよう、現在、業務日や業務時間、取扱業務について、市民の利便性向上の観点から庁内関係部署で鋭意検討を行っております。

いづく店舗隣接地に整備する児童福祉施設については、約7,000平方メートルの用地取得に向け、伊徳側と最終調整を行っております。

令和6年の開園に向けた基本設計については、公募型プロポーザル方式により設計業者を募集し、現在、一次審査を行っているところであり、今月21日の二次審査を経て、10月には業務委託契約を締結したいと考えております。

また、統合の対象となる保育園の保護者等との意見交換では、遠距離通園となる児童や保護者の負担軽減を図るため、送迎バスの運行や小規模保育事業所の開設等について要望があったことから、その対応について前向きに検討を進めているところであります。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由の御説明を申し上げます。

まず、決算案であります。議案第61号は、令和2年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定を求めるもので、当年度実質収支は5億4,164万円の黒字決算となりました。

この剰余金のうち、2億8,000万円を財政調整基金に積み立て、残額を今年度の一般会計に繰り越しております。

議案第62号から第65号までは、令和2年度男鹿市特別会計歳入歳出決算の認定を求めるもので、国民健康保険特別会計では8,165万円の黒字、診療所特別会計では313万円の黒字、介護保険特別会計では9,707万円の黒字、後期高齢者医療特別会計では190万円の黒字となりました。

次に、条例案であります。議案第66号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税に係る課税免除の特例を定めるものであります。

議案第67号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域持続的発展特別事業に要する経費に充てることを目的として、基金の名称を改めるものであります。

議案第68号は、教育効果の向上を図るため、男鹿北中学校を男鹿南中学校へ統合することに伴い、規定を整理するものであります。

次に、単行案であります。議案第69号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、男鹿市過疎地域持続的発展計画を定めるものであります。

次に、予算案であります。議案第70号の一般会計補正予算は、船越地区に出店

予定のいづく店舗内への市民サービスの窓口の開設や、保育所型認定こども園建設のための用地取得費などのほか、市内観光スポットの魅力アップに向けた取組や船川港の将来ビジョンの策定などに要する経費等を措置したもので、歳入歳出それぞれ4億400万円を追加するものであります。

議案第71号の上水道事業会計補正予算は、旧野石・宮沢地区簡易水道浄水場の売却に伴う費用を措置したものであります。

最後に、報告第10号は、令和2年度に放棄した債権について報告するものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決、御認定賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（吉田清孝） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

---

#### 休会の件

○議長（吉田清孝） お諮りいたします。明日2日は議事の都合により休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって明日2日は議事の都合により休会とし、9月3日午前10時より本会議を再開し、市政に対する一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

---

午前11時15分 散 会

